

掲示期間 4.14 — 4.23

新潟市告示第305号

徴収事務委託の告示について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、新潟市寺山公園子育て交流施設使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により、下記のとおり告示する。

令和7年4月14日

新潟市長 中原 八一

記

- 1 徴収事務受託者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 い～てらす＆こどそう子育て共同体
住所 新潟市西区小針6丁目43番1号
- 2 徴収事務を行わせる歳入
新潟市寺山公園子育て交流施設使用料
- 3 委託期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで